

2. 住宅市場等の整備

(1) 市場重視型の新たな住宅金融システムへの移行

平成19年4月の住宅金融公庫の廃止、証券化支援業務等を行う独立行政法人住宅金融支援機構の設立に向け、証券化支援業務を着実に推進するとともに直接融資業務を縮小する。

①証券化支援事業の着実な推進

○戸数の拡大

証券化支援事業の戸数を拡大する。

[平成17年度：10万戸 → 平成18年度：12万戸]

○優良住宅取得支援制度に係る基金の拡充

証券化ローンの枠組みを活用して、省エネルギー化等の住宅の質の向上の促進を図るため、出資を行う。

(平成18年度 一般会計出資金300億円)

②直接融資業務の縮小

○はじめてマイホーム加算の廃止

はじめてマイホーム加算を廃止する。

○分譲住宅建設資金融資の廃止

分譲住宅建設資金融資を廃止する。

※都市居住再生等を除く

○宅地造成融資等の廃止

宅地造成融資及び関連公共施設等融資を廃止する。

③その他

○災害予防に係る金利優遇措置の延長

耐震改修工事、地すべり等関連住宅及び宅地防災工事に係る金利優遇措置（基準金利－0.2％）を平成27年度末まで延長する。

○財政融資資金の繰上償還

業務の抜本的見直し及び組織のスリム化などを進めるとともに、引き続き既往債権の証券化による資金等を活用して財政融資資金の繰上償還（補償金免除）を行う。

○住宅金融市場の実態に関する調査及び分析モデルの検討

住宅金融支援機構の業務運営の適正化を図るため、機構の中期目標の設定等に必要な住宅金融市場の実態に関する調査を行うとともに、適切な証券化ローンの供給量等を把握するための分析モデルを検討する。

○住宅ローン利用者への的確な情報提供の推進

消費者が多くの選択肢の中で自らのニーズに適した住宅ローンを的確に選択できる環境を整備するため、住宅事業者等への講習会の開催や、消費者への情報提供の充実等を推進する。